

庄内町告示第 8 1 号

令和 3 年度庄内町地球温暖化対策地域協議会補助金交付要綱を次のように定める。

令和 3 年 3 月 3 1 日

庄内町長 原 田 眞 樹

令和 3 年度庄内町地球温暖化対策地域協議会補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、町の省エネルギー活動の推進を図るため、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 40 条第 1 項の規定により設置された庄内町地球温暖化対策地域協議会（次条及び第 7 条において「協議会」という。）に対し、予算の範囲内で令和 3 年度庄内町地球温暖化対策地域協議会補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、庄内町補助金等の適正化に関する規則（平成 17 年庄内町規則第 52 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第 2 条 補助金の交付対象となる事業（次条において「補助対象事業」という。）は、協議会が実施する次に掲げる事業とする。

- (1) 町民節電所事業
- (2) キャンドルナイトインしょうないに係る事業
- (3) 地球温暖化防止に係る啓発事業
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、町長が適当と認める事業

(補助対象経費)

第 3 条 補助金の交付対象となる経費は、補助対象事業に要する次に掲げる経費とする。

- (1) 会議費（茶菓代以外の飲食費を除く。）
- (2) 報償費、消耗品費、印刷費及び通信運搬費
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、町長が適当と認める経費

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、255,000 円以内の額とする。

(交付申請)

第 5 条 規則第 4 条に規定する交付申請書の提出期限は、4 月 30 日までとし、同条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第 1 号）
- (2) 収支予算書（様式第 2 号）
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(実績報告)

第 6 条 規則第 13 条に規定する実績報告書の提出期限は、3 月 31 日とし、同条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第 1 号）

(2) 収支精算書（様式第2号）

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
（概算払）

第7条 町長は、必要と認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

2 規則第5条第1項の規定による補助金の交付の決定を受けた協議会は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、令和3年度庄内町地球温暖化対策地域協議会補助金概算払請求書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条、第6条関係）

事業計画（実績）書

1 目的	
2 事業内容	
3 事業費等	

様式第2号（第5条、第6条関係）

収支予算（精算）書

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	付 記
	円	
計	円	

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	付 記
	円	
計	円	

年 月 日

庄内町長

宛

住 所

団体名

代表者氏名

⑩

電話

令和3年度庄内町地球温暖化対策地域協議会補助金概算払請求書

年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知のあった令和3年度庄内町地球温暖化対策協議会補助金について、令和3年度庄内町地球温暖化対策地域協議会補助金交付要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり概算払により交付されるよう請求します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 既受領済額 円
- 3 今回請求額 円
- 4 残 額 円
- 5 概算払を必要とする理由

6 振 込 先

金融機関名		店 名	
種 目	普通 ・ 当座 ・ その他（ ）		
口座番号			
フリガナ			
口座名義			